

公益社団法人大阪社会福祉士会 介護休業等に関する規程

(目 的)

- 第1条 この規程は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）職員等就業規程第14条第5項に基づき、本会に勤務する職員の介護休業、介護短期時間勤務、介護のための時間外労働及び深夜業の制限等に関する取扱いについて定めることを目的とする。
- 2 この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）及びその他の法令によるほか必要に応じ、その都度本会がこれを定める。

(介護休業の対象者)

- 第2条 要介護状態にある家族を介護する職員（日雇いの職員を除く。）は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、期間を定めて委嘱又は雇用する職員（以下「期間契約職員」という。）にあっては、次項に定めるものに限り介護休業をすることができる。
- 2 介護休業ができる期間契約職員は、申出時点において次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 本会勤務が1年以上であること
 - (2) 介護休業開始予定日から93日を経過する日を超えて委嘱関係又は雇用関係が継続することが見込まれること
 - (3) 93日経過日から1年を経過する日までに委嘱契約又は雇用契約（以下「雇用等の契約」という。）の期間が終了し、更新されないことが明らかでないこと
- 3 第1項に定める要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の各号の者をいう。
- (1) 配偶者
 - (2) 父母
 - (3) 子
 - (4) 配偶者の父母
 - (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫であって職員が同居し、かつ扶養している者

(介護休業の申出の手続等)

- 第3条 介護休業を希望する者は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業開始予定日及び終了予定日等を明らかにした書面を、事務局長に提出することにより申出るものとする。なお、介護休業中の期間契約職員が雇用等の契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された雇用等の契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。申出がこれより遅れた場合は、本会は育児・介護休業法の定めるところにより休業開始予定日を指定できるものとする。
- 2 申出は、特別の事情がない限り、対象家族一人につき一要介護状態ごとに1回限りとする。

る。ただし、介護休業中の期間契約職員が雇用等の契約を更新するにあたり引き続き休業を申出の場合にあっては、この限りでない。

- 3 本会は、申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の証明書の提出をもとめることがある。
- 4 申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業の申出を撤回することができる。この場合、同一対象家族の同一要介護状態に係る再度の申出は原則として一回とする。

（介護休業の期間等）

- 第4条 介護休業の期間は、対象家族一人につき、原則として、通算93日間の範囲内で職員が申出た期間とする。ただし、同一家族について異なる要介護状態について介護休業をしたことがある場合又は第9条に規定する介護短時間勤務の適用を受けた場合は、その日数も通算して93日間までを原則とする。
- 2 職員は、事由を問わず介護休業終了予定日の2週間前までに書面で事務局長に申出ることにより、休業終了予定日を繰り下げ変更できる。この場合においても、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算93日（異なる要介護状態について介護休業をしたことがある場合又は第9条に規定する介護短時間勤務の適用を受けた場合は、その日数も通算して93日間）の範囲を超えないことを原則とする。

（給与等の取扱い）

- 第5条 本会職員等給与規程（以下「職員等給与規程」という。）に定める給与、賞与は、介護休業の期間分については、支給しない。
- 2 職員等給与規程第4条第1項に定める昇給は、介護休業の期間中は行わないものとするが、介護休業の期間中に昇給日の到来した者については、復職後に昇給させるものとする。
 - 3 職員等給与規程第14条に定める退職金の算定にあたっては、介護休業をした期間は、勤続年数に算入しない。

（社会保険料の取扱い）

- 第6条 介護休業により給与が支払われない月における社会保険料負担分は、各月に本会が納付した額を翌月の10日までに職員に請求するものとし、職員は本会が指定する日までに支払うものとする。

（復職後の勤務）

- 第7条 介護休業後の勤務は、原則として休業直前の部署及び職務とする。
- 2 前項にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、介護休業終了予定日の2週間前までに正式に決定し通知しなければならない。

（年次有給休暇）

- 第8条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定については、介護休業をした日は出勤したものとみなす。

(介護短時間勤務制度)

第9条 要介護状態にある家族を介護する職員は、申出ることにより、対象家族一人あたり通算93日の範囲内を原則として、勤務時間を短縮することができる。この場合の短縮時間は、職員の個々の請求に基づき、1日の所定労働時間内において2時間を超えない範囲内で、30分単位で短縮する。

- 2 前項の規定にかかわらず、日雇いの職員は、本制度の適用を受けることができない。
- 3 適用のための手続等については、第3条の規定を準用する。
- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、職員等給与規程に基づき、時間換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と手当を支給する。
- 5 賞与は、その算定対象期間に1ヶ月以上、本制度の適用を受ける期間がある場合においては、その期間に応じて、1ヶ月ごとに職員の不利益にならない範囲で10%の減額を行うものとする。
- 6 定期昇給及び退職金の算定にあたっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

(介護のための時間外勤務の制限)

第10条 要介護状態にある家族を介護する職員が、当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1ヶ月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、日雇い職員、本会勤務が1年未満の職員及び1週間の所定労働日数が2日以下の職員には、適用しない。
- 3 時間外勤務の制限を請求しようとする者は、1回につき、1ヶ月以上1年以内の期間について、制限開始予定日及び制限終了予定日を明らかにした書面を原則として制限開始予定日の1ヶ月前までに事務局長に提出しなければならない。

(介護のための深夜業の制限)

第11条 要介護状態にある家族を介護する職員が、当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間に勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、日雇い職員、本会勤務が1年未満の職員、深夜においてその家族を常態として介護できる16歳以上の同居の家族がいる職員及び1週間の所定労働日数が2日以下の職員には、適用しない。
- 3 深夜勤務の制限を請求しようとする者は、1回につき、1ヶ月以上6ヶ月以内の期間について、制限開始予定日及び制限終了予定日を明らかにした書面を原則として制限開始予定日の1ヶ月前までに事務局長に提出しなければならない。

(介護休暇)

第12条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員(日雇いの職員を除く。)は、就業規程第12条に規程する年次有給休暇とは別に、当該家族が一人の場合は1年間につき5日、二人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

2 介護休暇は、時間単位で取得することができる。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければいけない。

附 則

1. この規程は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会介護休業等に関する規程（2012年7月1日制定）は、廃止する。
3. 社団法人大阪社会福祉士会介護休業等に関する規程（2008年4月1日制定）は、廃止する。